

令和2年5月13日

教職員各位

総務課長

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について（通知）

本学では、厚生労働省が令和2年5月7日付で男女雇用機会均等法に基づく指針（告示）を改正したことに伴い、下記期間において、妊娠中の女性職員が、新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるととして、主治医や助産師から指導を受け、それを本学に申し出た場合、指導に基づいて特別休暇もしくは在宅勤務の措置を講ずることとなりました。

これを踏まえ、妊娠中の女性職員のうち措置を必要とする方は、下記により手続きを行っていただきますようお願いいたします。その際、部局長は十分配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 適用期間：令和2年5月7日（木）～令和3年1月31日（日）

2. 手続き方法

①「特別休暇」が必要な場合

「母性健康管理指導事項連絡カード」を主治医や助産師に記入いただき、母子手帳の写しとともに総務課人事・労務係に提出ください。

この場合、特別休暇である「災害時休暇」を必要と認める期間適用します。

②「在宅勤務」が必要な場合

所属長に在宅勤務を希望する旨申し出るとともに母子手帳の写しを総務課人事・労務係に提出ください。所属長は、在宅勤務申請書を総務課人事・労務係に提出ください。

※「母性健康管理指導事項連絡カード」の提出は不要です。

参考：厚労省ホームページ（母性健康管理指導事項連絡カード様式を含む）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11129.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11129.html)

担当：総務課人事・労務係

津野・田中（5219・5215）